

指定通所介護・第1号通所サービス 重要事項説明書

〈2025年4月1日現在〉

1. 当事業所が提供するサービスの窓口

電話 03-5933-0742（午前8時30分～午後5時30分）

担当 センター長 相談員

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 事業所の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

事業所名	大泉学園デイサービスセンター
所在地	東京都練馬区大泉学園町2-20-21
介護保険指定番号 練馬区指定番号	・通所介護・第1号通所サービス （東京都 1372002442号） ・（介護予防）認知症対応型通所介護 （東京都 1392000624号）
サービス提供地域	練馬区（原則）

※ 上記地区以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（2）事業所の職員体制

職 種	人数	業務内容
センター長	1名	事業全般の統括
生活相談員	1名以上	利用調整、援助計画
看護職員	1名以上	健康チェック、連絡相談
介護職員	5名以上	利用者サービスの実施
機能訓練指導員	1名以上	機能訓練立案実施

※ 上記職員はそれぞれ兼務体制があります。

（3）事業所の設備の概要

定 員	35名（通所介護・総合事業通所型サービス）		
食堂兼機能訓練室	133.6㎡	相談室	18.4㎡
入浴・入浴静養室	41.87㎡	静養室	4.50㎡
送迎車	5台（リフト車、小型車等）		

【送迎について】

- * ご自宅の玄関前まで送迎を致します。
- * 送迎時に特別のケアを必要とされる場合は事前にご相談下さい。
- * 送迎のお時間は利用時間、送迎ルート、送迎車の状況、身体状況等を勘案して利用者毎に検討し、ご連絡致します。変更希望等がありましたらご相談下さい。特にお申し出がない場合は当方のご連絡通りご了承頂いたものとして進めさせていただきます。

(4) 営業日・営業時間

① 指定通所介護事業の場合

営業日・時間	月曜～土曜の午前8時30分～午後5時30分
休館日	日曜日・12月30日～1月3日

② 第1号通所サービスの場合

営業日・時間	月曜～土曜の午前8時30分～正午
定休日	日曜日・12月30日～1月3日

※ 第1号通所サービスご利用の方で、午後も利用希望の方はご相談下さい。

※ 窓口受付時間 午前8時30分～午後5時30分

※ 送迎等ある場合は、その時間は営業時間に含まれていません。

※ 受付時間外および定休日は、留守番電話で対応致します。

3. 料金

(1) 指定通所介護・第1号通所サービスにおける基本料金

⇒契約書別紙にてご説明いたします。

(2) 上記基本料以外の負担金

⇒契約書別紙にてご説明いたします。

(3) キャンセルをする場合

⇒契約書別紙にてご説明いたします。

(4) 健康上の理由による中止の場合

⇒契約書別紙にてご説明いたします。

4. 当事業所の運営方針

大泉学園デイサービスセンターは、社会福祉法人の使命と福音会の基本方針に基づき、利用者の皆様が住み慣れた地域で尊厳と生きがいを感じつつ、いつまでも安心して豊かな生活が送れるための「信頼できるパートナー」であり続けるため、「仕える心」「担う心」「感謝の心」に則って業務を遂行し、絶えず知識や技術の研鑽に励むとともに、人と人の結びつきが真に平等であることをケアの中心とします。

5. 非常災害対策

当事業所では非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行なうとともに必要な設備を備えます。

防災訓練 年 1回、 避難訓練 年 2回、 通報訓練 年 1回

6. 緊急時の対応

事業者は、現に通所介護の提供中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。

7. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護または指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合、情報漏洩が生じた場合は、区、利用者の家族、利用者に係る居宅支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対して指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. 当事業所の内容に関する苦情

(1) 当事業所の苦情相談担当

苦情受付担当者 相談員

電話 03-5933-0742

苦情解決責任者 センター長

電話 03-5933-0742

(2) 大泉圏域地域包括支援センター

やすらぎミラージュ地域包括支援センター

電話 03-5905-1190

大泉北地域包括支援センター

電話 03-3924-2006

大泉学園通り地域包括支援センター

電話 03-5933-0156

南大泉地域包括支援センター

電話 03-3923-5556

大泉地域包括支援センター

電話 03-5387-2751

やすらぎシティ地域包括支援センター

電話 03-5935-8321

(3) 社会福祉法人 福音会 お客様相談窓口

福音会本部 事務局

電話 042-734-0631

(4) 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員

電話 03-3993-1344

(5) 東京都国民健康保険団体連合会

介護相談指導課

電話 03-6263-0177

9. 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時における、利用者に対する継続的なサービスの提供を実施するための業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

10. 虐待防止のための措置

虐待の発生又はその発生を防止するため、虐待防止のための指針を整備し対策委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。また、虐待防止のための研修を定期的を実施し、これらの措置を適切に実施するための担当者を配置します。

1 1. 身体拘束等について

(1) 利用者又はその他の利用者等の生命又は身体保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。

(2) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に同意を得た上で、必要最小限の範囲で行うこととします。その場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録します。

1 2. 感染症対策の強化

感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について従業員者に周知徹底を図ります。また、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

1 3. ハラスメント対策

事業所は全ての職員に対して、労働契約法第5条により安全配慮義務を負っています。「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年

厚生労働省告示第5号）に基づき、以下の行為をカスタマーハラスメントとして取り扱うこととします。

- (1) 従業者への威圧的・暴力的言動や悪質なクレーム等の迷惑行為
- (2) 過剰また不合理な要求
 - ・ 合理的理由のない謝罪の要求
 - ・ 従業者に関する解雇等の法人内処罰の要求
 - ・ 社会通念上相当程度を超えるサービス提供の要求等
- (3) 合理的範囲を超える時間的・場所的拘束
- (4) その他ハラスメント行為等

1 4. 第三者による評価の実施状況

実施した年月日

○実施なし 実施あり

該当結果の開示状況

実施した評価機関名

なし

あり

1 5. 福音会の事業概要

＜当法人の概要＞

社会福祉法人 福 音 会	
代表者役職・氏名	理事長 石黒 美由紀

東京都町田市野津田町 1932 番地

電 話 042-734-0631

F a x 042-734-0638

<社会福祉法人福音会の事業概要>

(1) 町田地区(野津田事業所)

- ① 特別養護老人ホーム 福音の家
- ② 短期入所生活介護 福音の家
- ③ 軽費老人ホームA型 町田愛信園
- ④ まちだケアセンター
- ⑤ 居宅介護支援事業所ふくいん

(2) 町田エリア(木曽山崎事業所)

- ① ケアセンター木曽山崎
- ② 町田市忠生第2高齢者支援センター
- ③ 木曽山崎あんしん相談室
- ④ 居宅介護支援事業所 木曽山崎

(3) 町田エリア(鶴川事業所)

- ① グットサポートふくいん鶴川

(4) 練馬エリア

- ① 大泉学園デイサービスセンター
- ② 大泉学園通り地域包括支援センター
- ③ 大泉学園高齢者グループホーム まささんの家

以上